

4月23日（火）午前9時23分頃、茨城県日立市の常磐自動車道下りに
おいて、東京都に営業所を置く貸切バスが乗客7名を乗せ運行中、シガーソ

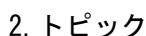
この事故による負傷者はいない。

４月２４日（水）午前２時０９分頃、東京都板橋区の首都高速５号線において、東京都に営業所を置く法人タクシーが第二車線を空車にて走行中、右側に降りる側道との分離帯に接触し、車両左側を下にして横転した。

４月２５日（木）午前７時００分頃、法人タクシーが岡山県倉敷市の営業所敷地内から出庫しようとしたところ、道路と営業所の間を流れる用水路に前進で転落した。

４月２５日（木）５時０８分頃、東京都杉並区の都道において、東京都に営業所を置く法人タクシーが営業所に戻るため空車にて走行中、センターラインをはみ出してきたオートバイが当該タクシーに衝突した。

上記4件の死傷者数計：死亡2名、重傷0名、軽傷1名（速報値）



国土交通省では、貸切バスの安全性向上のための取組の一環として、貸切バスにおける実技指導の具体例を解説する動画を作成いたしました。

また、貸切バスの安全性向上のための取組については、以下の国土交通省Webページでもご案内しておりますので、こちらもぜひご覧ください。

(国土交通省Webページ)

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000152.html

(2) 車内事故防止啓発動画を公開

(配信日 : R6. 3. 15)

乗合バスにおける事故のうち、約3割は車内事故によるものとされています。

国土交通省では、事業用自動車総合安全プラン2025において、令和7年に車内事故を85件以下とする目標を掲げておりますが、乗客、一般ドライバー、バス運転者といった方々に対する適切な行動の啓発のために、バス車内事故の危険性を分かりやすく紹介する動画を作成いたしましたので、以下のリンクからぜひご覧ください。

(国交省HPリンク)

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000161.html

(3) プロドライバーの飲酒運転防止、健康管理・労務管理の向上による事故防止セミナーの資料を公開

(配信日 : R6. 3. 1)

国土交通省では、運送事業者等の今後の事故防止対策の参考となるよう「プロドライバーの健康管理・労務管理の向上による事故防止に関するセミナー」を開催してきました。

本年度につきましては、健康起因事故防止のための取組や過労運転防止のための取組に加えて、未だ発生する飲酒運転事故対策についても、有識者、関係企業及び国土交通省より紹介を行いました。

2月17日に開催しました本セミナーの資料を公開しておりますので、下記URLよりぜひご覧ください。

https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/health/r5_seminar.html

(4) (通達発出) バスの安全運行の徹底について

(配信日 : R6. 2. 22)

R6. 2. 19に国土交通省 物流・自動車局 安全政策課長より、次のとおり業界団体へ通達を発出しました。

本年に入り、福島県において、乗合バスが停留所を発進する際に、当該

停留所で降車した歩行者と衝突し当該歩行者が死亡する事故、また、広島県において、乗合バスが交差点を右折する際に、横断歩道を横断中の歩行者と衝突し当該歩行者が死亡する事故が立て続けに発生しています。

令和5年の1年間にバス事業者が引き起こした死亡事故は、速報ベースで3件の報告があったところですが、本年は既に上記2件の報告があり、昨年1年間の報告件数に近づいていることから、大変憂慮すべき状況です。

改めて、下記について、会員事業者に周知徹底するとともに、輸送の安全確保に努めて頂くようよろしくお願いします。

記

- (1) バス車両は、「死角が大きい」ことから、直前、側方、後方など見えない部分に配慮した運転が必要であること。特に、数多くの安全確認が必要となる停留所発進時には、ミラーや目視により、車両周囲、車内及び乗客が乗降したのかどうかの確認を確実に実施すること。
- (2) 交差点右左折時には、特に横断歩道及び横断歩道付近の歩行者や自転車の動向に注意するとともに、横断している又は横断しようとする歩行者がいる時は、横断歩道の手前で一時停止し、歩行者の通行を妨げないこと。

(5) (通達発出) タクシーの安全運行の徹底について

(配信日：R6.2.22)

R6.2.19に国土交通省 物流・自動車局 安全政策課長より、次のとおり業界団体へ通達を発出しました。

本年に入り、横断中の歩行者や路上横臥者と衝突する死亡事故が立て続けに発生しています。

令和5年の1年間にタクシー事業者が引き起こした死亡事故は、速報ベースで33件の報告があったところですが、本年は既に8件（内、21時以降の夜間の事故が6件）の報告があり、このままでは半年で昨年の件数に達するペースであり、大変憂慮すべき状況です。

また、「事業用自動車総合安全プラン2025」において、タクシーについては令和7年度までに死者数25人以下を目標として、対歩行者事故防止の施策を官民一丸となって取組んでいるところです。

改めて、歩行者等を早めに発見するため、夜間は昼間よりも速度を落として走行するとともに前照灯の上向き・下向きの切り替えをこまめに行うこと、見通しの悪い交差点では徐行や停止すること等、対歩行者の事故防止について会員事業者に周知徹底し、輸送の安全確保に努めて頂くようよろしくお願いします。

(6) 貸切バスの安全性向上のための制度改正の解説動画を作成しました。

(配信日 : R6. 1. 26)

国土交通省では、令和4年10月に静岡県で発生した貸切バスの横転事故（死傷者計29名）を踏まえ、二度と同様の悲惨な事故を発生させないよう対策を検討し、令和5年10月、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）の改正等を行いました。

これに伴い、貸切バス事業者の方々において必要となる対応について、概要をまとめたパンフレットのほか、解説動画を作成いたしましたので、ぜひご覧いただければ幸いです。

○解説動画

以下のURLからご覧ください（国土交通省YouTubeチャンネルへ遷移します）

<https://www.youtube.com/watch?v=GHzqd6U4xGE>

○パンフレット

以下の国土交通省Webページの「パンフレット（貸切バス事業者のみなさまへ）」をご覧ください

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000152.html

(7) 冬用タイヤ交換時には確実な作業の実施をお願いします。

(配信日 : R5. 10. 6)

大型車の冬用タイヤへの交換時期に車輪の脱落事故が増加する傾向を踏まえ、タイヤ脱着時の確実な作業の徹底を呼びかける「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」を実施しております。

主な取組として、適切なタイヤ脱着作業や保守管理の重要性について周知・啓発のほか、通常の降雪時期を待たず早期に冬用タイヤに交換するなど、余裕を持って正しい脱着作業を行えるべく、冬用タイヤ交換作業の平準化を推進します。

また、更なる車輪脱落事故防止対策として、10月1日より、自動車運送事業者及び整備管理者に対する行政処分を導入しました。

○車輪脱落事故を惹起した自動車運送事業者に対する車両の使用停止（初違反 20日車、再違反 40日車）

○一定期間に複数回の車輪脱落事故を惹起した自動車運送事業者等に対し

整備管理者の解任命令

【国土交通省プレスリリース】

https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000308.html

【適切なタイヤ脱着作業手順 (MLIT channel)】

https://youtu.be/Szz2ZF7Gd_4?si=xhWiLEnQQcVEA00c

【メールマガジン「事業用自動車安全通信」】

発行 国土交通省物流・自動車局安全政策課

* このメルマガについてのご意見は、

< hot-majmagazineotoiawase@gxb.mlit.go.jp >までお寄せください。

よくある質問（配信登録の解除方法等）

(<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/faq.html>)

* ご登録されたメールアドレスの変更は、配信登録を解除していただき、新たに配信登録をお願いします。

配信登録を解除する場合は、以下のアドレスで登録解除することができます。

(<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/stop.html>)

【参考】

* 物流・自動車局ホームページ

(<https://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html>)

* 自動車の不具合情報はこちら

最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことはありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

- ・ ホームページ受付

(<https://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/hotline.html>)

・フリーダイヤル 0120-744-960（年中無休・24時間）

(オペレータ受付時間 平日9:30~12:00 13:00~17:30)

* 自動車のリコール等の通知等があったときは！

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保

安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

